

ヤングケアラーの境界線

鳥取県 米子市立福米中学校 2年
俵 亜凜 (たわら ありん)

最近、ヤングケアラーという言葉をよく耳にする。ヤングケアラーとは、「家事や家族の世話・介護・感情面のサポートなどを行っている十八歳未満の子ども」のことで、このヤングケアラーと呼ばれる子どもが増えていることが大きな問題となっているようだ。文部科学省と厚生労働省の調査では、私と同じ中学二年生の十七人に一人が「世話をしている家族がいる」と回答していて、クラスに一人から二人はヤングケアラーがいることになる。もしかしたら、私が知らないだけで、私のクラスにもヤングケアラーがいるのかもしれない。そして、私もヤングケアラーなのか?と思った。

私の母は、四年前コロナにかかり、重い後遺症が残った。全身の筋肉痛、記憶障害、集中力の低下、味覚障害、突然の脱力、音や光、においの過敏、激しいけんたい感などだ。一年間は起き上がることができず、寝たきりだった。だから、近所に住む祖父と祖母が毎日そうじに来てくれて、夕食を持って来てくれた。私と姉は、学校から帰ると、買い物や銀行など、母に頼まれた用事をしに行った。夜は食事の片付けなど家事をして、母のかみにドライヤーをあてたり、歯みがきをしてあげることもあった。母は私たちに負担をかけないように動こうとするが、体を動かすことができずいつも苦しそうにしていた。だから、私と姉は、勉強が忙しくても、友達と遊びに行きたくても、母のそばにいて助けを必要とする時は手助けをした。二年目、三年目、四年目と少しずつ回復し、今はだいぶ日常生活が送れるようになった。しかし今もまだ後遺症は治っておらず、母を手助けすることは多い。通院の日は付きそいが必要な時もあり私は学校を休むこともある。また、音や光、においに対する強い過敏や、気温が高い日は体温調節ができず急に倒れたり、人混みの中は手助けなしでは歩けなくなることがある。加えて、少しの活動で大きく体力を消耗するため、極力体力を使わないようにする必要がある。だから、外出をする時は車いすを使わなければならない。母は「私は歩けるのに」と文句を言うが、用心のためには仕方ない。しかし、母の見た目は普通の人と変わらず元気そうに見えるため、事情を知らない人は、元気そうな母をげげんそうに見てくる。また、子どもが親の車いすを押していると、ジロジロ

見てくる人もたくさんいる。私は気にしないが、そういう人はどんな思いで見ているのだろうか。

ヤングケアラーという言葉があることで、一人で悩み苦しんでいる子供を助けられるのかもしれない。しかしヤングケアラーという言葉があっても実際は、誰も何もしてくれないし、助けてもくれない。チラシを配られても、相談窓口で連絡する子供は少ないと思う。学校の先生や友だちに相談することも勇気がいる。では、どのようにして、悩んでいるヤングケアラーを助けることができるのか。例えば私のように家族が病気の場合は、病院と行政のつながりが必要だと思う。医師はかん者の体の状態により、生活する上でどんな困難があるか想像しやすい。そして家族の助けが必要な状態の時は、診察の中で誰がケアしてくれるのかなど話をすることで、ヤングケアラーの存在にも気づくことができ、早ければ先に防ぐこともできるかもしれない。そして、相談が必要な場合、家事育児支援や介護サービスなどが受けられるように行政につなげることができる。体の状態や収入、様々な事情で、行政のサービスが受けられないとしても、子どもが家族の世話をしなければいけない家庭であると気づいてもらうことができ、そこから違う形でも何か助けを得ることができるかもしれない。そしてまた、ヤングケアラーという言葉により、苦しんでいる大人がいるということにも気づいてほしい。本当は子どもに負担をかけたくないのに、どうしようもない家庭もある。母もヤングケアラーという言葉を見聞きするたびに、心が苦しくなるという。

家族が助け合うのは当然だし必要だと思う。しかし、どこまでが子どものお手伝いで、どこからがヤングケアラーになるのか、その境界線はどこなのか？またその境界線を誰が決めるのか？そして私もヤングケアラーなのか？

ヤングケアラーという言葉を作ったのなら、文字だけの発信ではなく、行政が受け身の支援をするのではなく、子ども目線で、もっと身近な助けとして動き出してほしいと思う。